

標 題：

フィリピン籍及びサウジアラビア籍の
GMDSS 適用船に要求される無線通信担当者
の資格及び人数の改正について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 348

Date: 平成12年1月18日

関係船主・造船所各位

フィリピン籍及びサウジアラビア籍の GMDSS 適用船に要求される無線通信担当者の要件は、NKテクニカルインフォメーション No. 169 (平成7年10月20日付)にてお知らせしております。

この程、フィリピン及びサウジアラビアの各国政府から同国国籍を有する GMDSS 適用船に対する同要件の改正について下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

フィリピン籍 GMDSS 適用船に要求される無線通信担当者の資格及び人数

海域 A1 を超えて航行する GMDSS 適用船で陸上保守が選択されている場合、
－GOC を所持する航海士 (船長を除く) 2 名、又は、GOC 及び REC を所持
する専任通信士 1 名

海域 A1 を超えて航行する GMDSS 適用船で船上保守が選択されている場合、
－GOC を所持する航海士 (船長を除く) 2 名、及び、GOC 及び REC を所持する
非専任の通信士 1 名

サウジアラビア籍 GMDSS 適用船に要求される無線通信担当者の資格及び人数

海域 A1 を超えて航行する GMDSS 適用船で陸上保守が選択されている場合、
－GOC を所持する者 2 名

以 上

お問い合わせ： 材料艤装部

Tel: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。